第二十四条第三項			
法第二十五条において準用する組合法第七十六条	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の三又は附則第十二条の八第一項若しくは第二項の	第二十四条第四項
私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年改正前国共済法第六条第七十六条読み替えられた改正前国共済法第七十六条	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年改正前国共済法第六条第七十六条読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の三	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三又は附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定により私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条第七十六条読み替えられた改正前国共済法附則第十二条の三	法第二十五条において準用する組合法第七十六条
6 私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第六条第七十六条読み替えられた改正前国共済法第七十六条第二項の規定により読み替えられた改正前国共済法第七十六条第二項の規定により